

上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領

1. 目的

この要領は、上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員の選考に当たり、必要な事項を定める。

2. 募集概要

募集人数は2人とし、応募資格は以下のとおりとする。

- ①上尾市内に在住している、又は市内に在勤・在学で市内の公共交通機関を利用している者
- ②令和8年4月1日時点で18歳以上の者
- ③原則として平日昼間に開催する協議会(年数回)に出席できる者
- ④令和8年4月1日時点において、市内の公共交通事業の職に携わっておらず、当該事業に関して利害関係にない者
- ⑤市民公募委員として、市のほかの審議会に2つ以上在籍していない者

3. 選考委員会

- (1) 選考委員会は、上尾市地域公共交通活性化協議会会長、及び会長が指名した委員4人の計5人とする。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、会長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、交通防犯課において処理する。
- (6) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

4. 審査項目

公募委員応募用紙及び作文等の記述内容のうち、次の審査項目について審査する。

(1)現状の把握

- ①公共交通を取り巻く社会状況や、本市の状況。
- ②市内の公共交通(市内循環バス、路線バス等)の現状。

(2)本市が将来的に進むべき公共交通のあり方の考え

※実現性と持続性のある内容か

※費用対効果や財源、収支率も加味した内容か

- (3)これまで公共交通に関わった職歴や、研究機関等での研究履歴があればその内容
- (4)市民や利用者の視点で、本協議会に参画する意欲。
- (5)委員候補として、建設的な意見を述べているか。
- (6)委員として、責任を持って自らの意見を述べる事が期待できるか。

5. 採点

- (1)審査項目ごとに5点満点で、各選考委員が以下の基準により採点する。

優良	5点	非常に優れている。経歴として高く評価できる。
良好	4点	条件以上に期待できるものがある。
普通	3点	条件は備えている。経歴として概ね評価できる。
やや劣る	2点	条件にやや劣る。
不可(不明)	0点	条件に達していない。経歴なし

- (2)各選考委員が応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、上位点数の者から順に選考する。ただし、平均点数が3点に満たない場合及び採点基準に「不可」の項目がある場合は、募集人数に達しない場合でも不採用とする。また、同点の場合は、委員の協議により選考する。

6. 選考結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知するものとする。

7. その他

選考結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8. 情報公開

応募者から採点状況の公開を求められたときは、全応募者に対する各審査委員の採点の内訳までを情報提供するものとする。ただし、応募者名はアルファベット、審査委員名は番号等で表記し、公開しないものとする。

その他の情報について求められたときは、情報公開制度に則り対応する。